

議案第9号

飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について

飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

助成対象の見直しに伴う改正

飛驒市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例

飛驒市不妊治療費助成金条例（平成16年飛驒市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第1条中「婚姻の届出をしている者に限る」を「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚姻の予約者を含む」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市不妊治療費助成金条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。

飛騨市不妊治療費助成金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、夫婦（婚姻の届出をしている者に限る _____。）が不妊治療を受けている場合に、治療費の一部を助成することで夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって夫婦が子どもをもち、生命を育むことで人生を豊かにするとともに少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、夫婦（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚姻の予約者を含む。</u>）が不妊治療を受けている場合に、治療費の一部を助成することで夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって夫婦が子どもをもち、生命を育むことで人生を豊かにするとともに少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>以下 略</p>

飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

助成対象の見直しに伴う改正

2 改正の内容

年金や医療保険等他の社会保険制度において、法律上の婚姻の有無によって区別されていないことを踏まえ、婚姻の届出をしている夫婦に限られていた不妊治療の支援対象者に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚姻の予約者を加えるもの。

3 施行日 公布の日（適用日：令和3年1月1日）